

TH Picks for Association & Foundation

 Vol. 15
 2026.04

【発行日】 2026年4月1日発行
 【発行元】 辻・本郷 税理士法人
 〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
 TEL：03-6911-3101【受付時間：9時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始除く）】
 URL：https://www.ht-tax.or.jp/



特集

新公益法人制度における立入検査



2025年4月から新公益法人制度が始まりました。新制度では、「財務規律の柔軟化・明確化」、「行政手続の簡素化・合理化」及び「自律的ガバナンスの充実、透明性向上」を柱に改正が行われ、行政庁による監督の基本的考え方が、「不適切な事案の発生を予防するための一律的なチェック」から「事後的に実効性の高い措置を講ずる重点的なチェック」へと見直されました。これにより従来の一律・画一的な従来の立入検査^(※)から、手続及び検査事項を簡素化し、公益法人が順守すべき事項に対する注意喚起やさらなる制度理解の促進を目的とした、立入検査（点検調査）へと変更となるなど実施方法についても見直されました。

[※]立入検査とは、認定法第27条第1項に基づき、法令で定められた公益法人として厳守すべき事項に関する公益法人の事業運営の実態を確認するという観点から行われる行政監督手続です。

1. 新制度での「点検調査」と「重点検査」

新制度での行政庁による立入検査は、大きく分けて2つに分類されます。過去の立入検査・事業報告等で問題がないと判断された法人を対象に実態把握のために定期的に行う「点検調査」と、法人運営の実態、事実関係等を直ちに確認する必要性が認められる法人を対象に、具体的な監督処分等の必要性の判断を念頭に置いて随時に行う「重点検査」です。表にまとめると以下の通りです。

	従来の立入検査	点検調査	重点検査
根拠法令	認定法第27条	認定法第27条（変更なし）	
目的	不適正事例の予防	法令厳守の注意喚起 制度理解の醸成	監督処分等の必要性
対象法人	全ての公益法人	全ての公益法人 ※公益認定後間もない法人	直ちに事業の実施状況や 運営の実態等の確認が 必要な法人
検査項目	事業の実施・ガバナンス・会計処理	事業の実施・ガバナンス・会計処理（変更なし）	
実施方法	主に書類の確認	主に自己点検及び対話	主に書類の確認
実施間隔	概ね3年（画一的）	概ね10年以内	必要に応じて機動的・集中的
実施時間	1～2日間程度	2～3時間程度	1～2日間程度

※「【公益法人のみなさまへ】立入検査（点検調査）を受けるにあたって」（東京都）の動画資料を基に作成

なお、以下のような法人は重点検査により実態確認が行われると考えられます。

- ① 定期提出書類の確認や点検調査の結果等により、法人の事業活動の状況等が公益認定基準に抵触している可能性があると思われる場合において、その背景、法人運営の実態、事実関係等を確認する必要がある法人
- ② 法人内外からの情報提供等により、速やかに事実関係を確認する必要がある法人
- ③ 過去の監督や審査の経緯に照らし、報告徴収や勧告に対する報告等の内容、定期提出書類の確認結果等を踏まえ、法人運営の実態について確認する必要がある法人
- ④ 業務運営を他の主体に依存しており法人の自律的な運営状況を確認する必要性が高い法人
- ⑤ 上記のほか、法人運営の実態、事実関係等を直ちに確認する必要がある法人

2. 点検調査の一般的な流れ

新たな点検調査の事例も増え始めており、一般的な流れについてご紹介いたします。

1. 点検調査前の対応

- (1) 行政庁の担当官より日程調整・実施通知、「自己チェックシート」及び「備置き書類一覧」等の記入依頼の連絡があります。
- (2) 法人は「自己チェックシート」及び「備置き書類一覧」を記入し、点検調査前にメール等により行政庁の担当官へ提出します。

「自己チェックシート」は事業の実施、ガバナンス、会計処理について自己点検を行うシートです。過去の立入検査での確認事項の状況、当日相談したい事項等を記載する欄も設けられています。「備置き書類一覧」は、法律で備置きが義務付けられている書類について、自己点検を行う書類です。

2. 点検調査当日の対応

- 初めに法人側から法人の概要と事業内容を説明します。
- 事前に提出した「自己チェックシート」及び「備置

き書類一覧」の記載内容に基づいて対話に重点を置いた手法で実施されます。

- 原則、書類の確認は行わないことになっていますが、対話の流れによって書類の提示を求められる場合があります。
- 最後に講評を行って終了です。

3. 点検調査後の対応

行政庁の担当官から助言事項等があれば当該内容に応じて必要な対応を実施します。

以上が一般的な流れになりますが、「自己チェックシート」及び「備置き書類一覧」や対話の内容により、当日準備する資料や、調査内容が異なる場合もあります。また、点検調査の結果、法令違反等の重大な問題が発覚した場合は、必要に応じて重点検査の実施が検討されます。重点検査で公益認定基準の不適合が認められた場合には、更なる事実確認を行った上で、監督処分等が実施される場合があります。

3. まとめ

新公益法人制度は、一見すると緩和された（柔軟になった）ように見えますが、実務的には「手続きの簡素化」と「ガバナンス・透明性の強化」を軸に行われており、手続きの簡素化により運営の自由度は高まる反面、ガバナンス等の強化により透明性や説明責任は以前より厳しく求められるため、普段の運営にも注意が必要です。

参考資料

「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）（令和6年12月改訂）」（内閣府）

<https://www.koeki-info.go.jp/regulations/a846rbz72g.html>

「制度解説資料（令和7年5月15日版）」（内閣府）

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/guztx8f62r.html>

「【公益法人のみなさまへ】立入検査（点検調査）を受けるにあたって」（東京都）

<https://tokyodouga.metro.tokyo.lg.jp/1bj0kr0pzjg.html>

認定法・・・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（令和8年4月1日施行）